

職員の懲戒処分について

去る12月9日に入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律に反する行為により逮捕、12月28日に起訴された本町職員の不正事案につきまして、次のとおり懲戒処分を決定しましたので公表いたします。

1. 被処分者 事務職員 笹口正輝 45歳
2. 処分 ◎免職
3. 監督責任者として ◎町長 減給1カ月 20%  
◎副町長 減給1カ月 10%  
◎当時の担当課長 減給1カ月 10%
4. 処分日 平成30年2月19日付
5. 処分の理由

地方公務員法第29条第1項及び同法第33条に抵触する全体の奉仕者たるにふさわしくない極めて不適切な許されない行為であり、町民と地域社会への信用を失墜したことは極めて大である。

6. 町の今後の方針

町民の皆様にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。公務員として絶対あってはならない、許されない行為であり、今後二度とこのようなことがないように、職員倫理規程及び官製談合再発防止策を構築のうえ、町民の信頼回復、職員の綱紀粛正及び再発防止に努めていく方針であります。